

日本学生支援機構 貸与奨学生または給付奨学生の方へ

「奨学金継続願」提出手続について

(1) 「奨学金継続願」について

日本学生支援機構の奨学生は、毎年1回「奨学金継続願」を提出することになっています。学業を続けていくために奨学金が継続して必要か否か、奨学生自身が判断し願い出る（スカラ PS に入力）必要があります。該当する継続願をスカラ PS で提出（入力）してください。

貸与奨学生…奨学金継続願（以下、継続願）
給付奨学生…給付奨学金継続願（以下、継続願）

継続願を提出（入力）が確認できない場合、奨学金の振込が止まります。

「奨学金継続願」を提出した学生について、引き続き奨学生として適格性を有しているか否か等を認定する適格認定（学業等）が実施されます。「適格認定」の結果によっては、奨学金が廃止されたり、停止されたりすることがあります。また状況によっては、支給済みの給付奨学金について返還を求められることがあります。

(2) 「奨学金継続願」提出方法

以下《手続について》に基づいて、スカラネット PS から手続を行ってください。
給付奨学金と貸与奨学金の両方を受給している者や、第一種貸与奨学金と第二種貸与奨学金の併用貸与者はそれぞれの奨学生番号について提出（入力）が必要です。
※大学での代理入力や期限後の入力は一切認められません。対象者は必ず期限内に手続を行ってください。

《手続について》

1. “R5『奨学金継続願』準備用紙”を熟読の上、案内に従ってください。
2. “R5『奨学金継続願』準備用紙”に、各設問の答えを下書きしてください。
3. スカラネット PS から『奨学金継続願』の入力・提出をしてください。全ての項目に間違いがないか必ず確認してください。入力内容に不備がある場合、「適格認定」が適切に実施出来ない場合があります。



【参考】日本学生支援機構 HP 「貸与奨学金継続願」の入力について
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/taiyo/keizoku_negai.html
日本学生支援機構 HP 「給付奨学金継続願」の入力について
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/keizokunegai.html>

■対象者

令和5年10月末現在 日本学生支援機構
給付奨学生、第一種貸与奨学生、第二種貸与奨学生

※(給付)10月の適格認定(家計)で、給付奨学金が「支援区分対象外」になった方も、提出(入力)が必要です。
※(貸与)給付奨学金を併用受給中のため第一種貸与奨学金の貸与月額が0円の方も貸与奨学金提出(入力)が必要です。
※(給付・貸与共通)奨学金振込中の方で、翌年度貸与奨学金の継続を希望されない方も提出(入力)が必要です。

ただし、以下のいずれかに該当する奨学生は除く

- ① (給付・貸与共通)令和6年3月で卒業・修了する者
- ② (給付・貸与共通)令和6年3月で満期を迎える
- ③ (給付・貸与共通)令和5年11月以降に採用された者
- ④ (給付・貸与共通)現在休止中の者(対象者には別途メールで案内有)
- ⑤ (貸与)現在停止中の者(対象者には別途メールで案内有)

■提出(入力期限)期限

令和5年12月15日(金)～令和6年1月12日(金)

※年末年始12/29～1/3は入力できません。

【問い合わせ先】
工学部・工学研究科教務課学生支援係(ES 総合館3階)
Mail: kou-scholarship2@t.mail.nagoya-u.ac.jp